

第 37 回 原子力損害賠償・廃炉等支援機構 廃炉等技術委員会 議事要旨

日 時 令和 2 年 3 月 10 日(火) 13:30～14:30

場 所 原子力損害賠償・廃炉等支援機構 第二大会議室

1. 廃炉等積立金の取戻しに関する計画等について

東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から廃炉等実施計画書（以下「実施計画」という。）案及び廃炉等積立金の取戻しに関する計画（以下「取戻し計画」という。）案について主に以下のとおりに説明があった。

○廃炉等実施計画書案については、2019 年末に中長期ロードマップの改訂が行われたので、それを踏まえて次のとおりに作成。

- ・汚染水対策については、原子炉建屋、プロセス建屋、高温焼却炉建屋以外の建屋の滞留水については、2020 年内に処理を完了し、床面の露出まで目指す。
- ・プール燃料取り出しについては、1 号機については大型カバーの設置、2 号機については原子炉建屋上部を解体せず横から取り出すという工法の変更があったので、それぞれ取り出し時期を変更した。
- ・燃料デブリの取り出しについては、初号機（2 号機）の燃料デブリ取り出しの開始に向けて、現在、作業現場の線量低減、開口部の干渉物撤去作業を進めている。
- ・廃棄物対策については、当面 10 年程度の固体廃棄物の発生量予測を踏まえて、新設する増設固体廃棄物貯蔵庫 10～13 棟などに保管する計画を立てている。

○取戻し計画案については、取り戻そうとする廃炉等積立金の額として、5 つのプログラム、プログラム以外の廃炉作業、業務運営費ごとに必要な金額を計上。加えて、これらの額以外の支出に備えた予備費も計上。

機構から取戻し計画案について主に以下のとおりに説明した。

○取戻し計画案について、取戻し計画の作成方針に則り、今後 3 年間に必要な廃炉作業計画が適正に盛り込まれていることが確認された。

廃炉等技術委員からの主な意見は以下のとおり。

- 中期性を持った計画というものは、計画が事業の年度の実施と環境の変化でどう変わったのかということを見る視点から、以後の 3 年間を作業するという話になる。ぜひ東京電力は 3 年スパンの計画が年度ごとにどういうふうに変っていくのかの対比の視点をもう少し入れていただきたい。
- 全体としての作業の進捗なので、予想していたところよりも遅れるような部分もあれば、他方、本来予想したより早く進捗し得る部分もある。いわゆる作業全体を押し上げる点では、全体として計画的な底上げをするという視点も重要。
- 3 年計画というスコープでこのプロジェクトを見ている視点がないから、一方が停滞したらもう一方を先に進めるといった柔軟な対応をすることで至っていないと思われる。その辺りのプロジェクトマネジメントはまだできていない。

○調達の更なる適正化について、地元企業ができることと東京電力の求めていることとのギャップはかなり大きいことを十分認識する必要がある。

2. 廃炉への取組状況について

東京電力から、福島第一原子力発電所の廃炉への取組状況について、汚染水対策、使用済燃料プールからの燃料取り出し及び燃料デブリ取り出し準備に向けた状況等の説明があった。

以 上